

輪島市監査公表第48号

平成26年11月25日付発監査第194号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成26年12月 5日

輪島市監査委員 湊

良作



輪島市監査委員 中山

勝





発輪福第1011号

平成26年12月1日



輪島市監査委員 湊 良 作 様

輪島市長 梶 文



### 定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 福祉環境部 福祉課  
監査執行年月日 平成26年11月14日

監査の結果	措置の内容	措置状況
① 保育料等の滞納について 児童手当等からの徴収納付に努めているが、依然として滞納が発生している。滞納者の状況を十分調査し、法的対応と云った強い姿勢で、滞納額削減に取り組まれたい。	児童手当からの徴収により、保育料の滞納額は減少してきており、引き続き児童手当からの徴収により早期回収に努めていきたい。また、児童手当からの徴収以外の方法による徴収も強化しさらなる滞納額削減に努めていきたい。	措置方針等